

第4回山武中央合併協議会

会議 資料

日時：平成17年6月24日（金）

午前10時00分～

場所：蓮沼村スポーツプラザ

第4回山武中央合併協議会会議次第

日 時 平成17年6月24日（金）
午前10時
場 所 蓼沼村スポーツプラザ

1 開 会

2 会長あいさつ

3 新委員紹介

4 報告事項

- 報告第11号 山武中央合併協議会専門部会規程の一部改正について
報告第12号 山武中央合併協議会事務局規程の一部改正について
報告第13号 合併手続きの経過について
報告第14号 山武市合併準備室設置要綱について
報告第15号 事務組織及び機構の取扱いについて

5 議 事

認定事項

- 認定第1号 平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出決算について

6 その他の事項

7 閉 会

配 布 資 料 一 覧

報告第11号	山武中央合併協議会専門部会規程の一部改正について	P 1 ~ 6
報告第12号	山武中央合併協議会事務局規程の一部改正について	P 7 ~ 13
報告第13号	合併手続きの経過について	P 14 ~ 18
報告第14号	山武市合併準備室設置要綱について	P 19 ~ 23
報告第15号	事務組織及び機構の取扱いについて	P 24 ~ 25

認定第 1 号 平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出決算について P 26 ~ 33

報告第11号

山武中央合併協議会専門部会規程の一部改正について

山武中央合併協議会専門部会規程の一部を改正する規程を別紙のとおり制定したので報告する。

平成17年 6月24日

山武中央合併協議会
会長 大高和郎

山武中央合併協議会専門部会規程の一部を改正する規程

山武中央合併協議会専門部会規程の一部を次のように改正する。

別表産業経済部会の項山武町の欄中「産業課長」を「経済環境課長」に改め、建設部会の項山武町の欄中「建設課長」を「都市建設課長」に改め、「都市整備課長」を削り、環境部会の項山武町の欄中「健康支援課長」を「経済環境課長」に改め、「産業課長」を削り、教育部会の項山武町の欄中「教育課長」を「学校教育課長」に改める。
生涯学習課長

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

山武中央合併協議会専門部会規程（新旧対照条文）

第1条～第8条 略
別表 (第3条第2項)

改 正 後		現 行	
第1条～第8条 略 別表 (第3条第2項)		第1条～第8条 略 別表 (第3条第2項)	
専門部会名	山武町 議会・監査部会	専門部会名	山武町 議会事務局長 総務課長
議会・監査部会	議会事務局長 総務課長	議会・監査部会	議会事務局長 総務課長
総務部会	総務課長	総務部会	総務課長
財務部会	財政課長 総務課長 収入役室	財務部会	財政課長 総務課長 收入役室
企画部会	企画課長 総務課長 施設広報室長	企画部会	企画課長 総務課長 秘書広報室長
税務部会	税務課長	税務部会	税務課長
住民部会	住民課長	住民部会	住民課長
保健福祉部会	福祉課長	保健福祉部会	福祉課長 健康文溪課長
産業経済部会	経済環境課長	産業経済部会	産業委員会事務局長
建設部会	農業委員会事務局長	建設部会	建設課長
環境部会	都市建設課長 経済環境課長 水道課長 企画課長	環境部会	都市整備課長 健康文溪課長 水道課長 産業課長 企画課長
教育部会	学校教育課長 生涯学習課長 さんぶの森管理事務 事務所長 さんぶの森図書館長 給食センター所長	教育部会	教育課長 さんぶの森管理事務 事務所長 さんぶの森図書館長 給食センター所長 企画課長
IT部会		IT部会	企画課長

(改正後)

山武中央合併協議会専門部会規程

(設置)

第1条 山武中央合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定により、山武中央合併協議会（以下「協議会」という。）に専門部会を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、協議会幹事会の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、協議会に提案及び報告する必要な事項等について、専門的に協議及び調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、委員をもって組織する。

- 2 専門部会委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 専門部会には、必要に応じて分科会を置くことができる。
- 4 分科会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

(部会長及び副部会長)

第4条 各専門部会に、部会長及び副部会長各1名を置く。

- 2 各専門部会の部会長（以下「各部会長」という。）及び副部会長は、当該専門部会委員の互選により定める。
- 3 各部会長は、当該専門部会の会務を掌理し、専門部会を代表する。
- 4 各専門部会の副部会長は、当該部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 各専門部会の会議（以下「会議」という。）は、当該部会長が必要に応じて又は協議会事務局長の要請により、随時開催する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 各部会長は、必要に応じて関係機関の職員等の会議への出席を求めることができる。
- 4 各部会長は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。この場合において、当該会議の議長は、主たる会議事項となる事務を所管する専門部会の部会長がこれに当たるものとする。

(報告)

第6条 各部会長は、当該専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 各専門部会の庶務は、所管する分科会において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第3条第2項）

専門部会名	成東町	山武町	蓮沼村	松尾町	一部事務組合等
議会・監査部会	議会事務局長 総務課長	議会事務局長 総務課長	議会事務局長 総務課長	議会事務局長 総務課長	
総務部会	総務課長 住民課長	総務課長 福祉課長	総務課長	総務課長 住民課長	山武都市広域行政組合 総務課長 消防本部総務課長
財務部会	財政課長 総務課長 収入役室	財政課長 総務課長 収入役室	財務課長 総務課長 収入役室	財政課長 収入役室	
企画部会	企画課長 住民課長	企画課長 総務課長 秘書広報室長	企画調整課長 総務課長	企画課長 総務課長	山武都市広域行政組合 企画課長
税務部会	税務課長 住民課長	税務課長	財務課長 住民課長	税務課長	山武都市広域行政組合 電子計算課長
住民部会	住民課長	住民課長 税務課長	住民課長 保健福祉課長	住民課長 保健福祉課長 税務課長	
保健福祉部会	保健福祉課長 高齢者支援課長	福祉課長 健康支援課長	保健福祉課長	保健福祉課長	山武都市広域行政組合 山武都市医療福祉センター所長 組合立国保成東病院事務長
産業経済部会	産業課長 商工観光課長 社会教育課長 農業委員会事務局長	経済環境課長 農業委員会事務局長	地域振興課長 農業委員会事務局長	産業課長 農業委員会事務局長	
建設部会	建設課長 都市計画課長	都市建設課長	地域振興課長 企画調整課長	建設課長 都市整備課長	
環境部会	生活環境課長 都市計画課長 産業課長	経済環境課長 水道課長 企画課長	地域振興課長	生活環境課長 都市整備課長	山武都市広域行政組合 環境アクアプランクト所長 山武都市広域水道企業団 企画財政課長 山武郡環境衛生事業振興組合事務長 東金市外三町清掃組合事務局長
教育部会	学校教育課長 社会教育課長 中央公民館館長 文化会館館長 図書館館長 給食センター所長	学校教育課長 生涯学習課長 さんぶの森管理事務 事務所長 さんぶの森図書館長 給食センター所長	教育課長 給食センター所長	学校教育課長 社会教育課長 給食センター所長	
I T 部会	企画課長	企画課長	総務課長	企画課長	山武都市広域行政組合 電子計算課長

報告第12号

山武中央合併協議会事務局規程の一部改正について

山武中央合併協議会事務局規程の一部を改正する規程を別紙のとおり制定したので報告する。

平成17年 6月24日

山武中央合併協議会
会長 大高和郎

山武中央合併協議会事務局規程の一部を改正する規程

山武中央合併協議会事務局規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、計画班」を削る。

別表第1中計画班の項を削る。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

山武中央合併協議会事務局規程（新旧対照条文）

改 正 後	現 行
<p>(組織及び事務分掌)</p> <p>第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、調整班及びIT班を置く。</p> <p>2 各班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>(組織及び事務分掌)</p> <p>第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、調整班、計画班及びIT班を置く。</p> <p>2 各班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。</p>
別表第1 (第3条第2項)	別表第1 (第3条第2項)

区 分	分 掌 事 務
総務班	<p>1. 庶務及び会計に関すること。</p> <p>2. 合併の諸手続きに関すること。</p> <p>3. 協議会の会議に関すること。</p> <p>4. 合併に関する資料の編纂・調整に関すること。</p> <p>5. その他の班に属さないこと。</p>
調整班	<p>1. 協定項目の調整に関すること。</p> <p>2. その他各種事務事業の調整に関すること。</p>
IT班	<p>1. 電算システムの統合・調整に関すること。</p> <p>2. ネットワーク整備等に関すること。</p>

(改正後)

山武中央合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山武中央合併協議会規約第13条第3項の規定により、山武中央合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び事務分掌)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、調整班及びIT班を置く。

2 各班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、班長及びその他必要な職員を置く。

2 事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて前項の事務局職員に、千葉県職員の派遣を要請できるものとする。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 各班長は、事務局次長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 分掌する事務の管理
- (2) 班に属する職員の指揮監督
- (3) 班相互間の連絡及び調整

4 その他の職員は、上司の指示を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する事案に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算の調整に関すること。
- (4) 規程及び要綱等の制定改廃に関すること。
- (5) その他特に重要と判断される事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 関係町村との連絡調整に関すること。
- (2) 事務局運営の基本方針に関すること。
- (3) 50万円未満の物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (4) 物品及び現金の出納に関すること。
- (5) 実務上の調査並びに照会及び回答に関すること。
- (6) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (7) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名した順位により、副会長が会長の事務を代決する。

- 2 会長、副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 3 会長、副会長及び事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における文書の收受、処理、施行、保管、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、会長の属する町村（以下「会長町村」という。）の公文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、用途及び個数は別表第2のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務等)

第11条 事務局の職員の服務及び勤務条件については、当該職員の属する町村の例による。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間については、会長町村の例による。

(職員の給与等)

第12条 事務局の職員の給与等については、当該職員の属する町村の負担とする。

(旅費)

第13条 事務局の職員の旅費については、会長町村の例により協議会が支給する。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第2項）

区分	分掌事務
総務班	1. 庶務及び会計に関すること。 2. 合併の諸手続きに関すること。 3. 協議会の会議に関すること。 4. 合併に関する資料の編纂・調整に関すること。 5. その他他の班に属さないこと。
調整班	1. 協定項目の調整に関すること。 2. その他各種事務事業の調整に関すること。
IT班	1. 電算システムの統合・調整に関すること。 2. ネットワーク整備等に関すること。

別表第2（第10条第1項）

名称	ひな形	寸法 (mm)	書体	用途	個数
山武中央合併協議会会長の印	会長合併協議会印 山武中央	方21	てん書	会長名で発する山武中央合併協議会の文書用	1
山武中央合併協議会会長職務代理者の印	代理者会長職務合併協議会印 山武中央	方21	てん書	会長職務代理者名で発する山武中央合併協議会の文書用	1
山武中央合併協議会事務局長の印	事務局長合併協議会印 山武中央	方21	てん書	事務局長名で発する山武中央合併協議会の文書用	1

報告第13号

合併手続きの経過について

山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村及び同郡松尾町の配置分合に関する手続きの経過について、次のとおり報告する。

期　　日	内　　容
平成17年 3月22日（火）	合併協定調印式
平成17年 3月23日（水）	松尾町議会において合併関連議案の議決
平成17年 3月24日（木）	蓮沼村議会において合併関連議案の議決
平成17年 3月25日（金）	成東町議会及び山武町議会で合併関連議案の議決
平成17年 3月30日（水）	千葉県知事へ廃置分合の申請
平成17年 4月 6日（水）	廃置分合に係る千葉県議会の議決
平成17年 4月12日（火）	千葉県知事による廃置分合の決定
平成17年 5月13日（金）	廃置分合について総務大臣告示

平成17年 6月24日

山武中央合併協議会
会長 大高和郎

写

企統第 793 号
山企第 675 号
蓮企第 1188 号
企 第 713 号
平成17年 3月30日

千葉県知事 堂本 晓子様

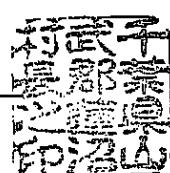
成東町長 大高和



山武町長 松下浩



蓮沼村長 浪川瀧



松尾町長 古谷



山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村及び同郡松尾町の廃置分合について（申請）

平成18年3月27日から山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村及び同郡松尾町を廃し、

その区域をもって新たに山武市（以下「新市」という。）を設置したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 第 1 新市の名称及び選定の理由
第 2 合併予定期日及び選定の理由

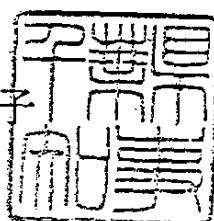
写

決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成18年3月27日から山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村及び同郡松尾町を廃し、その区域をもつて山武市を設置する。

平成17年4月12日

千葉県知事 堂本 晓子



写

平成17年5月13日 金曜日

官報

第4091号

4

備考

この告示において「大規模小売業者」とは、一般消費者により日常使用される商品の小売業を行う者（特定連鎖化事業（中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第二百一号）第十一一条第一項に規定する特定連鎖化事業をいう。以下同じ。）を行う者を含む）であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

前事業年度における売上高（特定連鎖化事業を行う者については、当該特定連鎖化事業に加盟する者の売上高を含む）が百億円以上である者

一次に掲げるいずれかの店舗を有する者

イ 東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二回五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあっては、店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。以下同じ。が三千平方メートル以上の店舗

ロ イに掲げる市以外の市及び町村の区域内にあっては、店舗面積が千五百平方メートル以上の店舗

この告示において「加盟者」とは、大規模小売業者が行う特定連鎖化事業に加盟する者をいう。

この告示において「納入業者」とは、大規模小売業者又はその加盟者が自ら販売し、又は委託を受けて販売する商品を当該大規模小売業者又は当該加盟者に納入する事業者（その取引上の地位が当該大規模小売業者に対して劣つていいないと認められる者を除く。）をいう。

附 則
1 この告示は、平成十七年十一月一日から施行する。
2 百貨店業における特定の不公正な取引方法（昭和二十九年公正取引委員会告示第七号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。
3 旧告示備考第一項に規定する百貨店業者のこの告示の施行前にした行為については、なお従前の例による。

○ 総務省告示第五百五十七号
市町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、香取郡下総町及び同郡大栄町を廃し、その区域を成田市に編入する旨、千葉県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の处分は、平成十八年三月二十七日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年五月十三日

総務大臣 麻生 太郎

郡丸山町及び同郡和田町を廃し、その区域をもつて南房総市を設置する旨、千葉県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の处分は、平成十八年三月二十七日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年五月十三日

総務大臣 麻生 太郎

○ 総務省告示第五百五十八号
市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、八日市場市及び匝瑳郡野沢町を廃し、その区域をもつて匝瑳市を設置する旨、千葉県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の处分は、平成十八年三月二十七日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年五月十三日

総務大臣 麻生 太郎

○ 総務省告示第五百六十一号
市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、山武郡横芝町及び匝瑳郡光町を廃し、その区域をもつて横芝光町を設置する旨、千葉県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の处分は、平成十八年三月二十七日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年五月十三日

総務大臣 麻生 太郎

○ 総務省告示第五百五十九号
市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、山武郡横芝町及び匝瑳郡光町を廃し、その区域をもつて横芝光町を設置する旨、千葉県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の处分は、平成十八年三月二十七日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年五月十三日

総務大臣 麻生 太郎

○ 総務省告示第五百六十号
市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、佐原市、香取郡山田町、大栄町を廃し、その区域をもつて横芝光町を設置する旨、千葉県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の处分は、平成十八年三月二十七日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年五月十三日

総務大臣 麻生 太郎

○ 総務省告示第五百六十一号

市町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村及び同郡松尾町を廃し、その区域をもつて山武市を設置する旨、千葉県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の处分は、平成十八年三月二十七日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年五月十三日

総務大臣 麻生 太郎

○ 総務省告示第五百六十四号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、夷隅郡夷隅町、同郡大原町及び同郡岬町を廃し、その区域をもつていすみ市を設置する旨、千葉県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の处分は、平成十七年十一月五日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年五月十三日

総務大臣 麻生 太郎

○ 総務省告示第五百六十四号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、夷隅郡夷隅町、同郡大原町及び同郡岬町を廃し、その区域をもつていすみ市を設置する旨、千葉県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の处分は、平成十七年十一月五日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年五月十三日

総務大臣 麻生 太郎

○ 総務省告示第五百六十四号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村及び同郡松尾町を廃し、その区域をもつて山武市を設置する旨、千葉県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

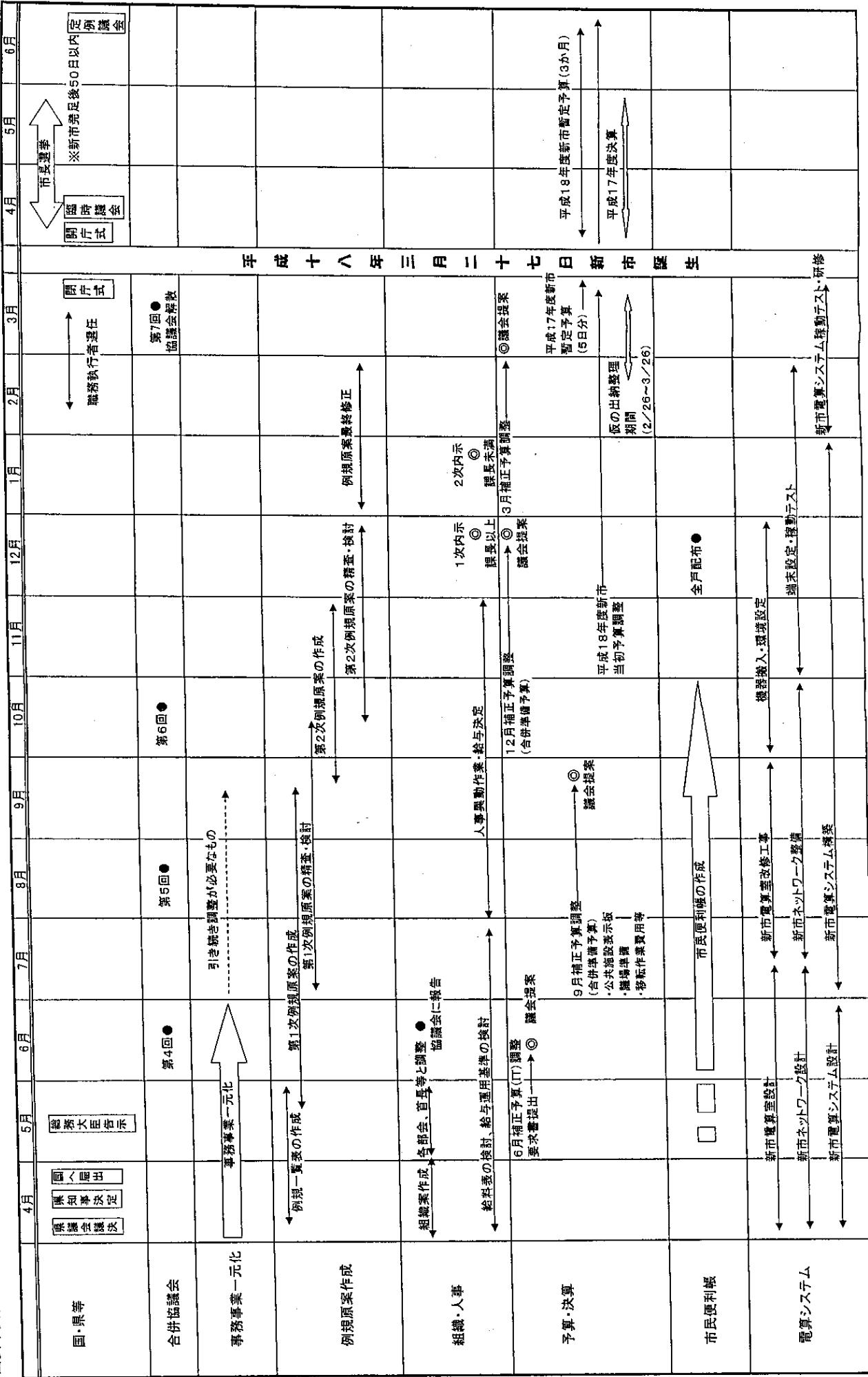
右の处分は、平成十七年十一月五日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年五月十三日

総務大臣 麻生 太郎

区分		当該防護区域に係る地域の名称	
一	(一) 北海道札幌市中央区北一丁目(九一、三〇)	当該防護区域に係る地域の範囲	総務大臣 麻生 太郎
(二) 北海道札幌市中央区北五丁目(七六・八〇)	一・六〇	札幌市中央区北一丁目(九一、三〇)	総務大臣 麻生 太郎
	五〇	北海道札幌市中央区北一丁目(九一、三〇)	総務大臣 麻生 太郎

山武中央合併協議会スケジュール(概要)



報告第14号

山武市合併準備室設置要綱について

山武市合併準備室設置要綱について、別紙のとおり報告する。

平成17年 6月24日

山武中央合併協議会
会長 大高和郎

山武市合併準備室設置要綱

(目的)

第1条 成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町（以下「関係町村」という。）の合併準備を進めるため、山武市合併準備室（以下「合併準備室」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 合併準備室は、成東町長、山武町長、蓮沼村長及び松尾町長（以下「関係町村の長」という。）の指示を受け、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 新市の開庁準備に関すること
- (2) 新市の例規に関すること
- (3) 電算システムの統合整備に関すること
- (4) 新市の組織機構に関すること
- (5) 新市の人事配置に関すること
- (6) 新市の予算の調製に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、合併に関し必要な事項

(組織及び分掌事務)

第3条 前条に掲げる事務を処理するため、合併準備室に総務班、調整班、IT班、人事給与班、財政班を置く。

2 各班の事務分掌は別表のとおりとする。

(職員等)

第4条 合併準備室に室長、次長、班長及び室員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて関係町村の職員に事務従事を命ずることができるものとする。

(職員の職務)

第5条 室長は、関係町村の長の命を受け、合併準備室の運営全般を統括する。

2 次長は、室長の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 合併準備室内の連絡及び調整
 - (2) 室長の職務の補佐
 - (3) 室長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理
- 3 班長は、次長の指揮監督を受け、分掌する事務の統括管理及び所属職員の指揮監督を行う。
- 4 その他の職員は、上司の命を受け、合併準備室の事務に従事する。

(職員の服務)

第6条 職員の服務及び勤務条件等については、当該職員の属する町村の例による。

(委任)

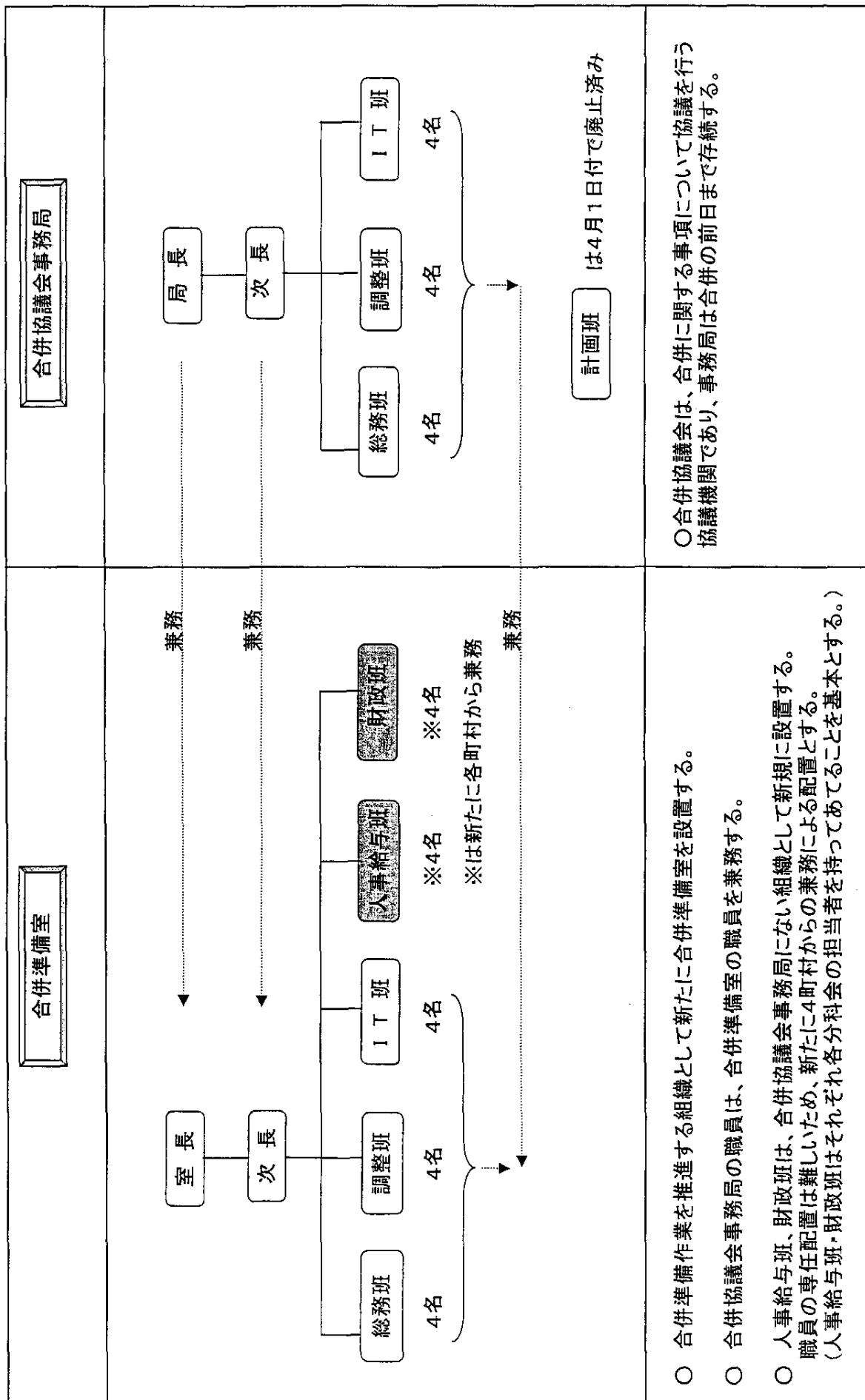
第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、関係町村の長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

別表（第3条）

班名	分掌事務
総務班	1 新市の開庁準備に関すること 2 庁舎改修、移転準備に関すること 3 各種案内標識の調整に関すること 4 広報等発行に関すること 5 市民便利帳の作成に関すること 6 新市ホームページの開設に関すること
調整班	1 例規一元化に関すること 2 事務処理マニュアルに関すること 3 一部事務組合の調整に関すること 4 公共的団体に関すること 5 補助金・交付金に関すること 6 その他事務事業調整に関し必要な事項
IT班	1 電算システムの統合・調整に関すること 2 ネットワーク整備等に関すること
人事給与班	1 新市的人事配置に関すること 2 新市の職員給与に関すること 3 その他新市の職員の人事及び給与に関し必要な事項
財政班	1 平成17年度決算に関すること 2 平成17年度予算の調製に関すること 3 平成18年度予算の調製に関すること 4 合併特例事業の財源措置に関すること 5 その他予算の調製に関し必要な事項



報告第 15 号

事務組織及び機構の取扱いについて

協定項目 13 事務組織及び機構の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

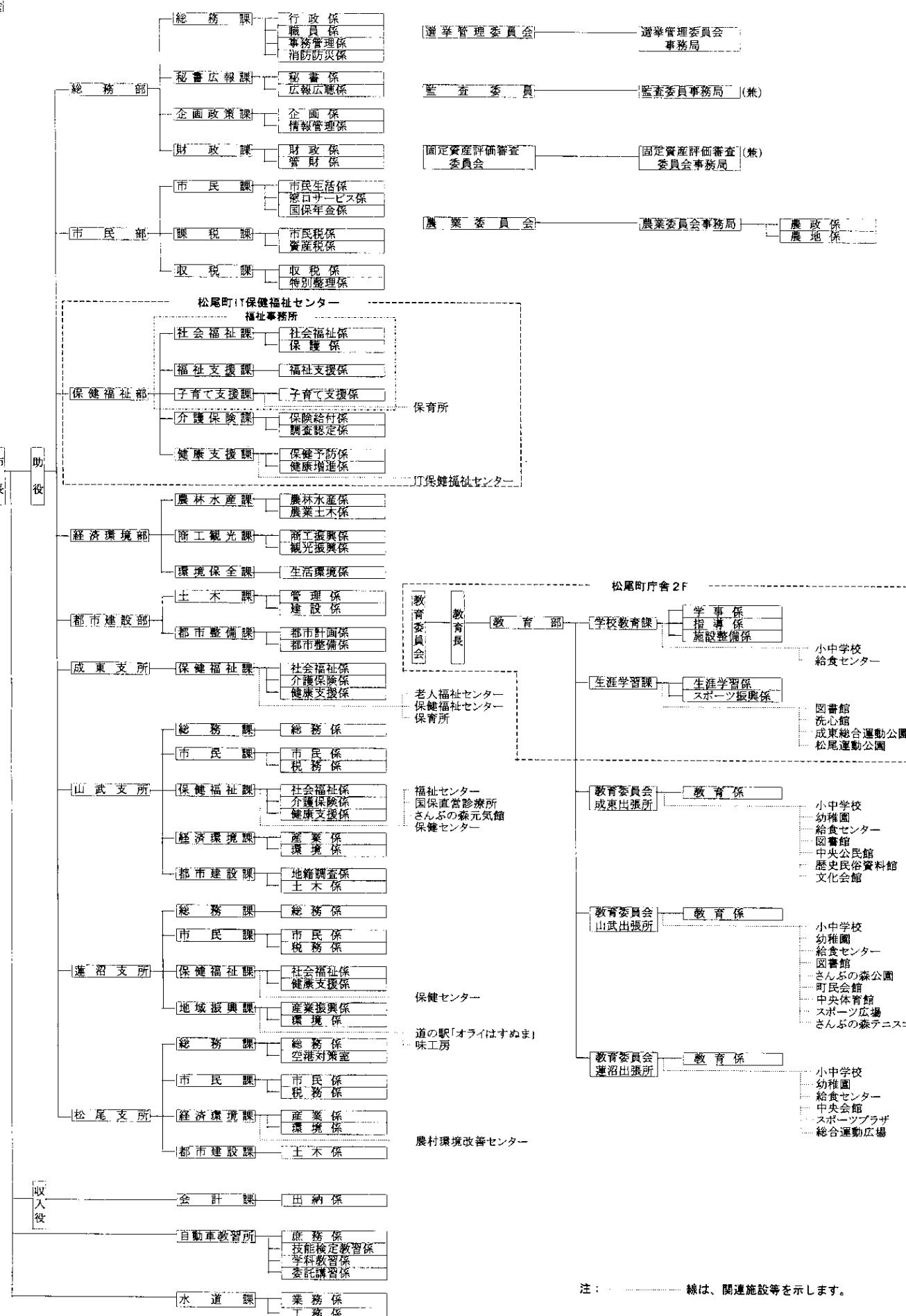
平成 17 年 6 月 24 日

山武中央合併協議会
会長 大高和郎

山武市行政組織機構図

市議会

議会事務局



認定第1号

平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出決算について

平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出決算について、山武中央合併協議会財務規程第8条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、協議会の認定を求める。

平成17年 6月24日

山武中央合併協議会
会長 大高和郎

山武中央合併協議会

附屬書類

1. 歳入歳出決算事項別明細書
2. 実質收支に関する調書

平成16年度
山武中央合併協議会
歳入歳出決算書

平成16年度 山武中央合併協議会歳入歳出決算書

歳入		項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
款								
1. 負担金		9,001,000	9,001,000	9,001,000	0	0	0	0
1.負担金		9,001,000	9,001,000	9,001,000	0	0	0	0
2. 諸収入		1,419,000	1,418,875	1,418,875	0	0	0	△ 125
1.諸収入		1,419,000	1,418,875	1,418,875	0	0	0	△ 125
歳入合計		10,420,000	10,419,875	10,419,875	0	0	0	△ 125

(単位:円)

歳出 款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
1. 運営費		2,681,000	1,946,211	0	734,789	734,789
1. 運営費		2,681,000	1,946,211	0	734,789	734,789
2. 事業費		7,714,000	7,274,143	0	439,857	439,857
1. 事業費		7,714,000	7,274,143	0	439,857	439,857
3. 予備費		25,000	0	0	25,000	25,000
1. 予備費		25,000	0	0	25,000	25,000
歳出合計		10,420,000	9,220,354	0	1,199,646	1,199,646

歳入歳出差引残額
うち基金繰入額1,199,521 円
0 円

平成17年6月24日 提出

山武中央合併協議会
会長 大高和郎

平成16年度山武中央合併協議会歳出歳入決算(事項別明細)
《歳入》

(単位:円)

款	項	目	予算現額			調定済額	收入済額	不納欠損額	收入未済額	備考
			当初予算額	補正予算額	区分金額					
1.負担金	1.負担金		9,001,000		9,001,000	9,001,000	9,001,000	0	0	
	1.負担金		9,001,000		9,001,000	9,001,000	9,001,000	0	0	
	1.負担金		9,001,000		9,001,000	9,001,000	9,001,000	0	0	
2.諸収入	1.諸収入		1,000	1,418,000	1,419,000	1,418,875	1,418,875	0	0	
	1.諸収入		1,000	1,418,000	1,419,000	1,418,875	1,418,875	0	0	
	1.諸収入		1,000	1,418,000	1,419,000	1,418,875	1,418,875	0	0	
歳入合計			9,002,000	1,418,000	10,420,000	10,419,875	10,419,875	0	0	

《歳出》

(単位：円)

款	項	目	予 算 現 額					支 出 領 細 額	翌年年度繰越額	不 用 額	備 考				
			当初予算額	補正予算額	予備費支 出及し流用増 減	計									
						区分	金額								
1.運営費	1.運営費	1.会議費	1,903,000	778,000	0	2,681,000		1,946,211	0	734,789					
			1,903,000	778,000	0	2,681,000		1,946,211	0	734,789					
			706,000	294,000	0	1,000,000	1.報酬	844,766	0	155,234					
							714,000	686,000	0	28,000	・報酬				
						11.需用費	32,000	4,6680	0	27,320	・食糧費				
						12.役務費	36,000	1,575	0	34,425	・委託料				
						13.委託料	218,000	152,511	0	65,489	・会議費				
								1,10,445	0	579,555	・会議作業委託料				
								23,950	0	0	・出張旅費				
						9.旅費					・消耗品費				
2.事務費	2.事務費	2.事務費				11.需用費	47,050	87,037	0	388,013	・消耗品費				
										79,281	・公用車燃料代				
						12.役務費	71,000	39,685	0	31,315	・通信費(電話、FAX)				
										32,685	・郵送料				
						13.委託料	140,000	49,479	0	90,521	・機会機保守委託料				
										49,479	・事務用備品賃借料				
						14.使用料	633,000	622,580	0	30,420	・ワイヤ利用費				
										44,940	・公用車賃借料				
						18.備品購入費	20,000	16,600	0	3,400	・道路通行料				
3.事業費	3.事業費	3.事業費				19.負担金	298,000	262,114	0	35,886	・臨時職員派遣費用				
										262,114	・負担金				
										16,600					
4.予備費	4.予備費	4.予備費													
5.歳出合計	5.歳出合計	5.歳出合計													

実質収支に関する調査書

(単位:千円)

区分	金額
1 歳入総額	10,419
2 歳出総額	9,220
3 歳入歳出差引額	1,199
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 繼続費過時繰越し額 0 (2) 繰越明許費繰越し額 0 (3) 事故繰越繰し越し額 0 計 0
5 実質収支額	1,199
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出決算審査意見書

山武中央合併協議会財務規程第8条第1項の規定により、平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出決算について監査をした結果は、下記のとおりであるので報告する。

1 審査の対象

- (1) 平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出決算書及び事項別明細書
- (2) 平成16年度山武中央合併協議会実質収支に関する調書

2 審査の期日

平成17年6月8日

3 審査の結果

審査に付された決算関係書類は、関係諸帳簿等を照合して審査を行った結果、計数は正確であり、予算の執行についてもその目的に添って適正に執行されているものと認められた。

平成17年6月8日

山武中央合併協議会
会長 大高和郎様

監査委員
蓮沼村代表監査委員 川島 義一郎



監査委員
松尾町代表監査委員 秋庭 武行

